

中国政府による人権侵害に対して抗議し
国連憲章と国際法の遵守により基本的人権を尊重するよう働きかけることを求める意見書

中国政府は、新疆ウイグル自治区において少数民族へのジェノサイド（いわゆる特定の集団を国民的、人種的、民族的、または宗教的に破壊する意図をもって行われる行為）により、大規模な恣意的抑留、人権蹂躪、民族殲滅のための甚だしい人権侵害を行い続けている。また、香港においては、政府や警察が、民意を示す市民の活動や言論に対し暴力的な弾圧と共に不当な身柄の拘束などを行なっている。

国際社会はこれらの中国政府による様々な人権侵害に対して、深く憂慮し切実な懸念を表明している。2018年9月、国連人権理事会が中国政府に対して人権活動家の拘束をやめることやウイグルやチベット、モンゴルなどの少数民族の人権を守るよう勧告を採択した。2020年10月には国連加盟国の39か国の政府が中国政府による人権侵害に対して重大な懸念を示し人権の尊重と事態の改善を求めた。また、強制労働、暴力、虐待、性的暴行、民族を途絶えさせることを目的とした強制的な中絶や不妊手術、家族との分断、生命の抹殺など、さまざまな人権侵害を受けた当事者や関係者からの多くの証言も得られ、その凄惨な状況からの解放を願う世論も日増しに高まっている。

人権とは、人種や性別、国籍、民族、言語、宗教、その他いかなる地位とも関係なく、すべての人間が固有の権利を持つことであり、この普遍的価値を掲げ、その権利を推進し擁護するために各国政府が役割を積極的に果たしていくことが重要である。本市においても1999年に「人権教育のための国連和泉市行動計画」を、2007年には「和泉市人権教育のための新計画」を、2017年にはさらに進んだ人権施策を実行すべく、「和泉市人権教育・啓発推進計画」を策定し、本市に在住の外国籍の方々や国外にルーツを持たれる市民の皆様を含めたすべての人々の人権を尊重し啓発を推進していくことに力強く取り組んできており、この中国政府の非人道的な行為に強い懸念を抱くとともに声を上げざるを得ない。

本市議会は日本政府に対し、国際社会と連携し、この中国政府の人権蹂躪に対して徹底的な調査を行い、力により現状を変更せんとするすべての行動に強く抗議し改善を促すよう要請する。また中国政府が、国連憲章と国際法を遵守し、基本的人権の尊重はもとより、あらゆる民族、文化、伝統、自治を尊重していくよう働きかける事を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月20日

大阪府和泉市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、外務大臣 殿